

神戸市市民福祉調査委員会運営要綱の一部改正の件

神戸市市民福祉調査委員会運営要綱（平成12年4月18日委員会決定）の一部を次のように改正する。

1. 小委員会の運営に関する規定の改正について

第2条第1項を、次のように改める。

委員会に、次の会議を設置する。

- (1) 計画策定・検証会議 定数15名以内
- (2) 福祉政策会議 定数15名以内

第2条第2項から第8項，第3条第2項，第4条第1項，第5条第2項，第8条第1項及び第9条中「小委員会」を「会議」に改め，第2条第4項中「委員」を「委員及び臨時委員」に改め，同条第9項から第11項までを削り，同条第8項を第9項とし，同条第2項から第7項までを1項ずつ繰り下げ，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に掲げる会議の所掌事務は，別表1に掲げるとおりとする。

第4条第1項を次のように改める。

会議は，これを公開する。ただし，委員会の決議により公開しないことができる。

第4条第4項中「但し，」を「ただし，」に改め，同条に次の項を加える。

5 前4項の規定は，第2条に定める会議及び第3条に定める専門分科会に準用する。

2. 新たな専門分科会の設置について

第3条第1項に次の号を加える。

(7) 成年後見専門分科会

定数10名以内

3. 上記に伴う別表の改正

別表を別表2に改め、次の1項を加える。

7. 成年後見専門分科会

①成年後見制度の利用促進に関すること。

(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項)

別表1を次のように定める。

会議の所掌事務

1. 計画策定・検証会議

①市民福祉総合計画の策定に関すること。

②市民福祉総合計画の進行及び成果の検証・評価に関すること。

2. 福祉政策会議

①市民福祉の推進に必要な施策の企画・調査に関すること。

第3条第2項中、「別表に掲げる」とあるのを、「別表2に掲げる」とする。